

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
UNCIL
NCIL
CIL
IL
OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
UNCIL
NCIL
CIL
IL
C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L O T A R U C I T Y C O U N C I L

令和元年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会 議 案

目 次

議 案 番 号	件 名	ページ
1	令和元年度小樽市一般会計補正予算	1
2	令和元年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	3
3	令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	4
4	令和元年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	5
5	令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	6
6	令和元年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	7
7	平成30年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	8
8	平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
9	平成30年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	10
10	平成30年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	11
11	平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
12	平成30年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
13	平成30年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	14
14	平成30年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	15
15	平成30年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	16
16	平成30年度小樽市病院事業決算認定について	17
17	平成30年度小樽市水道事業決算認定について	18
18	平成30年度小樽市下水道事業決算認定について	19
19	平成30年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	20

20	平成30年度小樽市簡易水道事業決算認定について	21
21	小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案	22
22	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案	24
23	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	25
24	小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案	26
25	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	27
26	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	28
27	小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案	29
28	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案	30
29	小樽市下水道条例の一部を改正する条例案	31
30	小樽市消防団条例の一部を改正する条例案	32
31	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	33
32	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案	34
33	損害賠償額の決定について	35
報告 1	専決処分報告	36

令和元年度小樽市一般会計補正予算

令和元年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 837,256 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59,251,297 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方特例交付金		千円 51,500	千円 97,306	千円 148,806
	2 子ども・子育て 支援臨時交付金	—	97,306	97,306
14 分担金及び 負担金		242,755	△ 36,598	206,157
	1 負担金	242,755	△ 36,598	206,157
15 使用料及び 手数料		954,935	△ 14,541	940,394
	1 使用料	599,920	△ 14,541	585,379
16 国庫支出金		11,902,821	136,582	12,039,403
	1 国庫負担金	9,663,811	2,770	9,666,581
	2 国庫補助金	2,213,513	133,812	2,347,325
17 道支出金		3,429,979	100,235	3,530,214
	1 道負担金	2,762,338	39,396	2,801,734
	2 道補助金	403,691	60,839	464,530
19 寄附金		4,242	13,175	17,417
	1 寄附金	4,242	13,175	17,417
20 繰入金		1,851,914	311,955	2,163,869
	1 特別会計繰入金	73,673	△ 46,230	27,443
	2 基金繰入金	1,778,241	358,185	2,136,426
21 繰越金		1	215,823	215,824
	1 繰越金	1	215,823	215,824
22 諸収入		3,476,993	13,319	3,490,312

	4 雜	入	1,074,802	13,319	1,088,121	
歲	入	合	計	58,414,041	837,256	59,251,297

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		1,752,163	438,247	2,190,410
	1 総 務 管 理 費	1,368,292	438,247	1,806,539
3 民 生 費		26,028,842	228,605	26,257,447
	1 社 会 福 祉 費	12,774,183	321	12,774,504
	2 児 童 福 祉 費	4,754,117	227,052	4,981,169
	3 生 活 保 護 費	8,353,702	1,232	8,354,934
4 衛 生 費		4,675,834	10,040	4,685,874
	1 保 健 衛 生 費	2,027,547	4,500	2,032,047
	2 保 健 所 費	487,520	5,540	493,060
6 農 林 水 産 業 費		106,144	9,375	115,519
	1 農 林 業 費	90,599	9,375	99,974
8 土 木 費		5,630,308	64,216	5,694,524
	2 道 路 橋 り ょ う 費	2,869,395	71,000	2,940,395
	5 住 宅 費	66,396	△ 6,784	59,612
9 消 防 費		402,483	8,034	410,517
	1 消 防 費	402,483	8,034	410,517
10 教 育 費		3,040,914	△ 29,173	3,011,741
	1 教 育 総 務 費	165,567	△ 29,173	136,394
12 諸 支 出 金		503,382	107,912	611,294
	2 財 政 調 整 基 金 費	1,667	107,912	109,579
歳 出 合 計		58,414,041	837,256	59,251,297

令和元年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算

令和元年度小樽市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「別表 歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		千円 787,592	千円 46,230	千円 833,822
	1 港湾整備事業費	787,592	46,230	833,822
3 諸支出金		73,673	△ 46,230	27,443
	1 繰出金	73,673	△ 46,230	27,443
歳出合計		1,141,648	—	1,141,648

令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和元年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 79,796 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,028,649 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 財 産 収 入		千円 274	千円 39	千円 313
	1 財 産 運 用 収 入	274	39	313
5 繰 越 金 〔従来の5款を6款 に改める。〕		—	79,757	79,757
	1 繰 越 金	—	79,757	79,757
歳 入 合 計		13,948,853	79,796	14,028,649

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		千円 274	千円 79,796	千円 80,070
	1 基 金 積 立 金	274	79,796	80,070
歳 出 合 計		13,948,853	79,796	14,028,649

令和元年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

令和元年度小樽市の住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「別表 歳入予算補正」による。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 21,209	千円 △ 6,784	千円 14,425
	2 一般会計繰入金	17,801	△ 6,784	11,017
5 繰越金 (従来の5款を6款に、6款を7款に改める。)		—	6,784	6,784
	1 繰越金	—	6,784	6,784
歳入合計		734,450	—	734,450

令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和元年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 561,125 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,200,970 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 支払基金交付金		千円 3,785,632	千円 △ 126,682	千円 3,658,950
	1 支払基金交付金	3,785,632	△ 126,682	3,658,950
5 財 産 収 入		385	150	535
	1 財産運用収入	385	150	535
7 繰 越 金 (従来の7款を8款 に改める。)		—	687,657	687,657
	1 繰 越 金	—	687,657	687,657
歳 入 合 計		14,639,845	561,125	15,200,970

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 81,872	千円 303,698	千円 385,570
	1 基金積立金	81,872	303,698	385,570
5 諸 支 出 金		5,100	257,427	262,527
	1 償還金及び 還付加算金	5,100	257,427	262,527
歳 出 合 計		14,639,845	561,125	15,200,970

令和元年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和元年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57,453 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,200,967 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 越 金 〔従来の3款を4款 に改める。〕		千円 —	千円 57,453	千円 57,453
	1 繰 越 金	—	57,453	57,453
歳 入 合 計		2,143,514	57,453	2,200,967

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 2,059,592	千円 57,453	千円 2,117,045
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,059,592	57,453	2,117,045
歳 出 合 計		2,143,514	57,453	2,200,967

平成 3 0 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から平成 3 0 年度小樽市一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成 3 0 年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から平成 3 0 年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算が別
冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査
委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和元年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 9 号

平成 3 0 年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

会計管理者から平成 3 0 年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決
算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和元年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 0 号

平成 3 0 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

会計管理者から平成 3 0 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決
算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和元年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 号

平成 3 0 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から平成 3 0 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成 3 0 年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から平成 3 0 年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算が別冊の
とおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員
の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和元年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 3 号

平成 3 0 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から平成 3 0 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算が別
冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査
委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和元年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 4 号

平成 3 0 年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

会計管理者から平成 3 0 年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決
算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和元年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 5 号

平成 3 0 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から平成 3 0 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成 3 0 年度小樽市病院事業決算認定について

病院事業管理者から平成 3 0 年度小樽市病院事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和元年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 7 号

平成 3 0 年度小樽市水道事業決算認定について

公営企業管理者から平成 3 0 年度小樽市水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成 3 0 年度小樽市下水道事業決算認定について

公営企業管理者から平成 3 0 年度小樽市下水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和元年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 19 号

平成 30 年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

平成 30 年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算を別冊のとおり作成したので、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

平成 3 0 年度小樽市簡易水道事業決算認定について

平成 3 0 年度小樽市簡易水道事業決算を別冊のとおり作成したので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正
する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正
する条例

(小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和 2 6 年
小樽市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「平等取扱」を「平等取扱い」に改める。

第 6 条中「第 1 6 条第 2 号」を「第 1 6 条第 1 号」に改める。

(小樽市職員給与条例の一部改正)

第 2 条 小樽市職員給与条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 1 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号、第 1 5 条第 2 項、第 1 6 条第 4 項並び
に第 1 9 条第 2 項中「1 箇月」を「1 か月」に改める。

第 2 4 条第 1 項中「1 箇月」を「1 か月」に、「第 1 6 条第 2 号又は第 5
号」を「第 1 6 条第 1 号又は第 4 号」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部
分及び第 1 号中「6 箇月」を「6 か月」に改め、同項第 2 号中「5 箇月以上
6 箇月」を「5 か月以上 6 か月」に改め、同項第 3 号中「3 箇月以上 5 箇月」
を「3 か月以上 5 か月」に改め、同項第 4 号中「3 箇月」を「3 か月」に改
める。

第24条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号中「1箇月」を「1か月」に改める。

第25条第1項中「6箇月」を「6か月」に、「1箇月」を「1か月」に、「第16条第2号又は第5号」を「第16条第1号又は第4号」に改める。

第26条第7項中「1箇月」を「1か月」に、「第16条第2号又は第5号」を「第16条第1号又は第4号」に改める。

（小樽市旅費条例の一部改正）

第3条 小樽市旅費条例（昭和41年小樽市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号」を「第16条第1号から第4号」に改め、同条第5項中「第4条第3項」を「次条第3項」に改める。

第6条第15項中「第23条第1項」を「第23条」に改める。

第22条第1項第1号中「各号」を「アからウまで」に改める。

別表第2号中「1ヶ月」を「1か月」に、「3ヶ月」を「3か月」に改める。

（小樽市職員退職手当支給条例の一部改正）

第4条 小樽市職員退職手当支給条例（昭和36年小樽市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

第11条第4項中「第4項」を「次項」に改め、同条第5項中「、第2号」を「、同号」に改める。

（小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年小樽市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条中「1箇月」を「1か月」に改める。

第13条第1項中「6箇月」を「6か月」に、「1箇月」を「1か月」に改める。

第16条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第16条の2中「第16条」を「前条」に改める。

第18条の2第2項及び第3項中「6箇月」を「6か月」に改める。

(小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第6条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成21年小樽市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「成年被後見人又は被保佐人に該当するに至って失職した管理者を除く。」を削る。

(小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年小樽市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第16条第2号又は第5号」を「第16条第1号又は第4号」に改める。

第20条第2項第1号中「(同法第16条第1号の規定に該当し、失職した者を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等に係る規定の改正を行うとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例

小樽市資金基金条例（昭和 3 9 年小樽市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表小樽市緑化事業資金基金の項の次に次のように加える。

小樽市森林環境整備事業資金基金	森林整備や木材利用の促進、普及啓発等の取組及びその促進に必要な事業の資金とするため
-----------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を財源とした森林整備等を行うための事業の資金とする目的で、森林環境整備事業資金基金を設置するためであります。

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例

小樽市手数料条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「すべて」を「全て」に改める。

別表第 1 2 2 号の 1 1 の注記 5 中「場合にあつては」を「場合は」に改め、「この号の規定により算出した金額に」の次に「、申請建築物について」を加え、同号中注記 5 を注記 6 とし、注記 4 の次に次のように加える。

5 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に法第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合は、同項に規定する申請建築物（以下この号及び次号において単に「申請建築物」という。）及び同項に規定する他の建築物（次号において単に「他の建築物」という。）それぞれについてこの号の規定により算定した金額を合計した金額とする。

別表第 1 2 2 号の 1 2 中「建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同号中エの次に次のように加える。

オ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第 3 2 条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この号において同じ。）に新たな建築物を他の建築物として記載する場合 新たな建築物について前号（注記

5及び6を除く。)の規定の例により算定した金額

別表第122号の12の注記5中「場合にあつては」を「場合は」に改め、「この号の規定により算出した金額に」の次に「、申請建築物について」を加え、同号中注記5を注記6とし、注記4の次に次のように加える。

5 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合は、当該計画の変更に係る建築物ごとにこの号の規定により算定した金額を合計した金額とする。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行し、同日以後に請求のあった事務について適用する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数の建築物に対する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請手数料を設けるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年小樽市条例第 3 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の見出しを「（償還金の支払猶予等）」に改め、同条中「償還免除、
一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、
報告等、一時償還及び違約金」に、「第 1 3 条第 1 項及び令第 8 条から第 1 1
条まで」を「第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条
及び第 1 2 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に
伴い、災害援護資金の貸付けに係る償還免除の対象範囲の拡大等を行うとともに、
所要の改正を行うためであります。

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 2 6 年小樽市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」
を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支
援施設等の運営に関する基準」に改める。

附則第 2 項中「基準内閣府令」の次に「及びその一部を改正する内閣府令」
を加える。

附則第 3 項中「基準内閣府令」の次に「及びその一部を改正する内閣府令の
附則」を加え、「法の施行の日現在の基準内閣府令」を「特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元
年内閣府令第 8 号。以下「一部改正内閣府令」という。）による改正後の基準内
閣府令及び一部改正内閣府令の公布の日以前に公布された基準内閣府令の一部
を改正する内閣府令の附則」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、基準内閣府令の一部改正に伴い、食事の提供に要する費用の取扱いの変更等に関する規定を基準内閣府令のとおり適用するためであります。

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小樽市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成 3 0 年厚生労働省令第 6 5 号」を「平成 3 1 年厚生労働省令第 4 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、連携施設の確保に関する経過措置の延長等に関する規定を基準省令のとおり適用するためであります。

小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

小樽市児童福祉施設条例（昭和 5 7 年小樽市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「受ける者」の次に「（以下「児童」という。）」を加える。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（副食費）

第 8 条 次に掲げる児童以外の児童の保護者等は、保育所で提供される副食の提供に要する費用（以下「副食費」という。）を納入しなければならない。

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）第 1 3 条

第 4 項第 3 号イからハまでの規定による副食又は食事の提供を受ける児童

(2) 保護者等の申出により、副食の提供を受けない児童

2 児童一人当たりの副食費の月額は、4, 5 0 0 円とする。ただし、児童が次の各号のいずれかに該当する場合の当該児童に係る副食費の月額は、それぞれ当該各号に定める算式により算出して得た額とする。

(1) 月の途中で保育所に入所した場合 $1 8 0 \text{円} \times \text{その月の入所日からの開所日数}$ （2 5 日を超える場合にあっては 2 5 日）

(2) 月の途中で保育所を退所し、又は保育の利用を解除された場合 1 8 0

円×その月の退所（解除）日の前日までの開所日数（25日を超える場合にあっては25日）

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、保育料が一部無償化されることから、保育料に含まれていた副食費を新たに徴収するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

小樽市建築基準法施行条例（昭和 4 3 年小樽市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 4 第 1 項の表中「すべて」を「全て」に改める。

第 6 条ただし書中「第 1 2 9 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号ロで定める主要構造部の耐火性能に係る技術的基準」を「第 1 1 2 条第 2 項に掲げる基準」に改める。

第 1 4 条第 1 項第 4 号中「こう配」を「勾配」に改める。

第 3 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「以下この節において」に改め、同項第 1 号中「いす席」を「椅子席」に改め、同項第 2 号中「長いす式」を「長椅子式」に、「いす席」を「椅子席」に改める。

第 4 2 条第 3 項中「こう配」を「勾配」に改める。

第 4 4 条第 1 号中「いす席」を「椅子席」に、「いすの」を「椅子の」に、「前席いす」を「前席椅子」に、「後席いす」を「後席椅子」に改める。

第 4 5 条第 1 項中「いす席」を「椅子席」に改め、同項第 1 号中「いす」を「椅子」に改め、同条第 4 項第 1 号及び第 5 項ただし書中「こう配」を「勾配」に改める。

第 4 9 条第 2 項第 2 号及び第 5 0 条第 3 項第 2 号中「こう配」を「勾配」に改める。

第59条の4を第59条の5とし、第59条の3を第59条の4とし、第59条の2を第59条の3とし、第59条の次に次の1条を加える。

(興行場等又は特別興行場等に対する制限の緩和)

第59条の2 法第87条の3第5項の興行場等で、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、その建築を許可する場合には、第38条、第39条、第40条第2項及び第3項、第42条、第44条、第45条並びに第50条第3項第2号の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、法第87条の3第6項の特別興行場等で、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、その建築を許可する場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、建築基準法の一部改正等に伴い、新設された興行場等について、客席部の構造などの制限を緩和する規定を新設するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市下水道条例の一部を改正する条例

小樽市下水道条例（昭和 4 5 年小樽市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 3 項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とする。

第 7 条の 4 第 1 項中「若しくは同条第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に該当することとなったとき」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に準じ、申請者が成年被後見人等である場合に指定工事店の指定をしてはならないとする規定を削除するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市消防団条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市消防団条例の一部を改正する条例

小樽市消防団条例（昭和 2 9 年小樽市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 7 条中「、第 2 号」を削り、「第 5 号」を「第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に準じ、成年被後見人等を消防団員として任用することができないとする規定を削除するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例

小樽市火災予防条例（昭和 4 8 年小樽市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条第 1 項第 3 号中「同令第 1 条の 5 第 5 項」を「同条第 5 項」に改める。

第 4 0 条第 1 項中「部分」の次に「（当該部分のうち、消防法施行規則（昭和 3 6 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 6 条の規定により消火器具が設置される階を除く。）」を加え、同条第 2 項第 1 号中「もの」の次に「。ただし、当該防火対象物の部分のうち、規則第 6 条の規定により消火器具が設置される階を除く。」を加え、同条第 3 項中「階」の次に「（第 1 項及び前項第 1 号の規定により除かれた階を除く。）」を加え、「前項第 2 号」を「同項第 2 号」に改め、同条第 4 項中「消防法施行規則（昭和 3 6 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第 5 1 条第 2 項中「第 1 項」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、消防法施行令等の一部改正により消火器を設置すべき範囲が拡大されたことに伴い、従前からの条例による義務付けの範囲を維持しつつ、政令等との整合性を図るとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例

小樽市消防手数料条例（平成 1 2 年小樽市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の項第 5 号ウ中「1, 5 8 0, 0 0 0 円」を「1, 5 9 0, 0 0 0 円」に改め、同号エ中「1, 9 4 0, 0 0 0 円」を「1, 9 5 0, 0 0 0 円」に改め、同号オ中「2, 2 6 0, 0 0 0 円」を「2, 2 7 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に申請された事務に係る手数料について適用し、同日前に申請された事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の手数を改定するためであります。

損害賠償額の決定について

平成 3 0 年 7 月 7 日 午前 9 時 4 5 分 頃、産 業 港 湾 部 が 管 理 す る 小 樽 港 の 多 目 的 荷 役 機 械 が コ ン テ ナ 船 の 荷 役 作 業 中 に 故 障 し た こ と に よ り、コ ン テ ナ 船 の 運 航 ス ケ ジ ュ ー ル を 大 き く 遅 延 さ せ た ほ か、石 狩 湾 新 港 で の 荷 役 作 業 を 新 た に 発 生 さ せ た こ と に よ り、広 島 県 福 山 市 沼 隈 町 常 石 1 0 8 3 番 地 神 原 汽 船 株 式 会 社 に 与 え た 損 害 に つ い て、そ の 賠 償 額 を 次 の よ う に 決 定 す る。

令和元年 9 月 3 日 提 出

小樽市長 迫 俊 哉

記

賠償額 4, 6 2 3 万円

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日 提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から37年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、核兵器禁止を明文化した条約が制定された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持ち込みを容認する核密約の存在、加えて在日米軍の再編が更に強化される動きがある中で、小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和元年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 3 5 号

小樽市教育委員会委員の任命について

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 9 月 2 4 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

荒 田 純 司

専決処分報告

令和元年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 8 月 1 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和元年度小樽市一般会計補正予算

令和元年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ954,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,414,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(市債の補正)

第3条 市債の追加は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 11,722,821	千円 180,000	千円 11,902,821
	2 国庫補助金	2,033,513	180,000	2,213,513
20 繰入金		1,848,214	3,700	1,851,914
	2 基金繰入金	1,774,541	3,700	1,778,241
22 諸収入		2,756,993	720,000	3,476,993
	4 雑 入	354,802	720,000	1,074,802
23 市 債		4,071,500	50,300	4,121,800
	1 市 債	4,071,500	50,300	4,121,800
歳 入 合 計		57,460,041	954,000	58,414,041

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 1,751,163	千円 1,000	千円 1,752,163
	1 総務管理費	1,367,292	1,000	1,368,292
3 民生費		25,128,842	900,000	26,028,842
	1 社会福祉費	11,874,183	900,000	12,774,183
10 教育費		2,987,914	53,000	3,040,914
	6 社会体育費	142,089	53,000	195,089
歳 出 合 計		57,460,041	954,000	58,414,041

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
民生費	社会福祉費	低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業費	千円 229,813

第3表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合体育館施設整備費 事業	千円 50,300	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>